

地区計画内での新築や増改築の際の申請について

地区計画区域内に建築物等の新築・増改築・移転・修繕、切土・盛土等土地の区画形質の変更を行う場合、その工事着手30日前までに、清須市長に届出をする必要があります。

1 届出の対象

次の行為を行う場合は、届出をしてください。

- (1) 土地の区画形質の変更
(切土・盛土・道路・宅地の造成など)
- (2) 建築物の建築、工作物の建築、建築物の用途変更
(新築・増改築・移転・修繕など)
- (3) 建築物・工作物の形態・意匠の変更

2 届出の内容

- (1) 行為の種類、場所
- (2) 行為の着手予定日
- (3) 行為の完了予定日
- (4) 設計又は施行方法

3 届出先・届出の時期

(1) 届出先

清須市長（清須市役所南館2階 建設部 都市計画課）

〒452-8569

愛知県清須市須ヶ口1238番地

TEL 052-400-2911（代表）

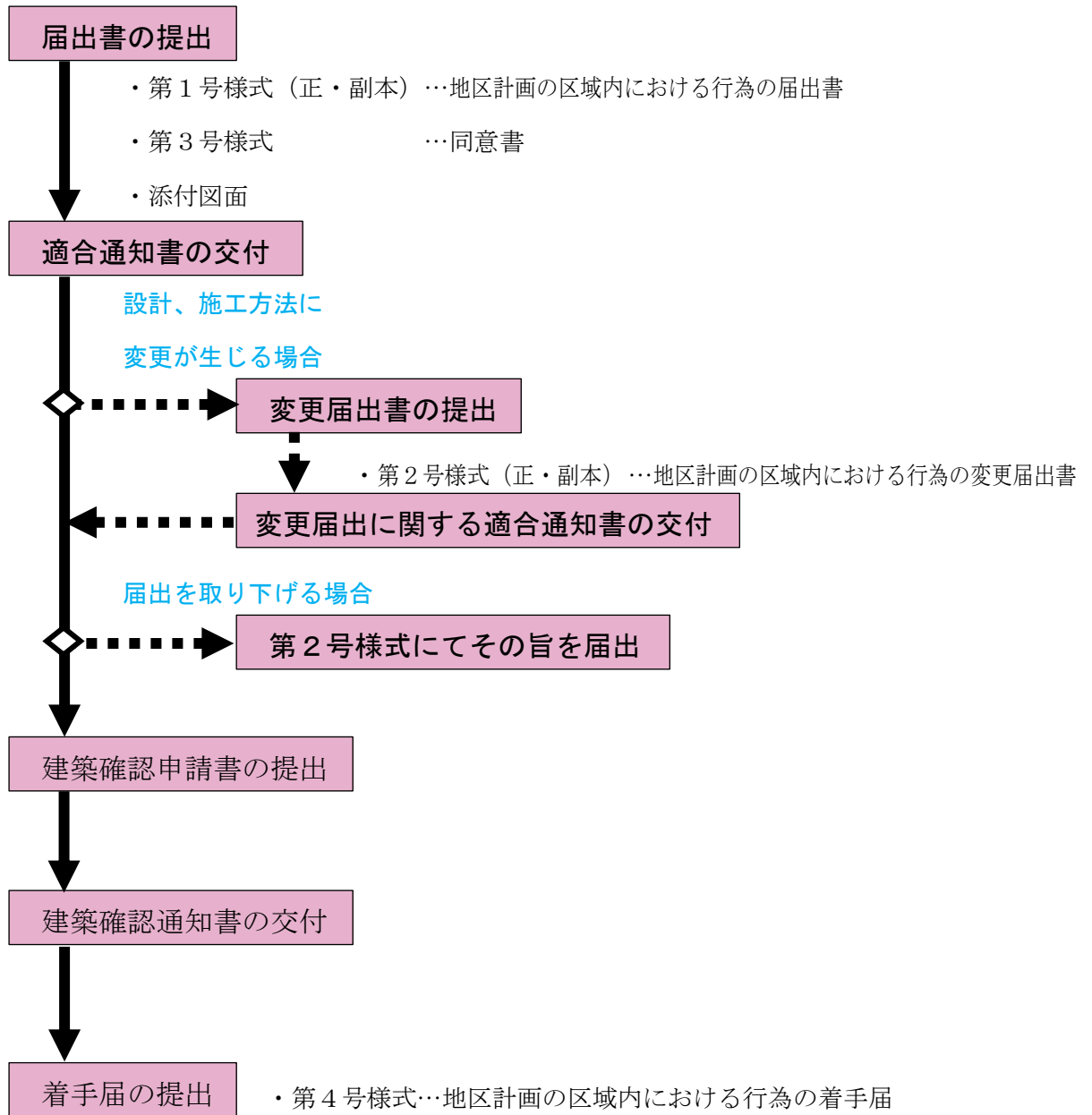
(2) 届出の時期

建築物及び工作物の新築・増改築等、土地の区画形質の変更を行う工事の着手30日前までに届出をする。

ただし、以下の点に注意してください。

- ① 建築確認申請を必要とする場合
確認申請提出前に届出をしてください。
- ② 届出の内容に変更があった場合
工事着手の30日前までに届出をしてください。

(3) 手続きの流れについて



4 届出書類

行為の種別	図書の名称	縮 尺	備 考
—	地区計画の区域内における行為の届出書	—	正・副本 2部提出
—	地区計画の区域内における行為の変更届出書	—	正・副本 2部提出
—	同意書	—	2部提出
土地の区画形質の変更	位置図	任意 (位置が判定できるもの)	
	区域図 (公共施設配置図)	1/1,000 以上	
	計画図	1/100以上	
建築物の建築 工作物の建築 建築物・工作物の 用途変更	位置図	任意 (位置が判定できるもの)	フェンス等 カタログコピー
	配置図	1/100以上	
	立面図(2面以上)	1/100以上	
	各階の平面図	1/100以上	
	外構図	1/100以上	
	土地の縦横断面図	1/100以上	
建築物・工作物の 形態・意匠の変更	位置図	任意 (位置が判定できるもの)	フェンス等 カタログコピー
	配置図	1/100以上	
	立面図(2面以上)	1/100以上	
	外構図	1/100以上	
	土地の縦横断面図	1/100以上	

(注意事項)

ア 外構図は、かき若しくはさくの構造図が分かる図面を添付してください。

イ 届出書(第1号様式)、変更届出書(第2号様式)及び添付図面は、正・副各1部作成し提出してください。

届出にあわせて、届出箇所の立ち入り調査の同意書(第3号様式)を提出してください。

なお、用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。

ウ 土地の縦横断面図として敷地の境界線、土地の高低差、擁壁の位置及び種類を明示してください。